



中津市監査委員告示第4号

地方自治法第242条第1項の規定の基づく住民監査請求の結果を、同条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月27日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

第1 監査の請求

1 請求の受付

令和4年12月6日（請求書記載の請求日は令和4年12月5日）に地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、同日に受け付けた。

2 請求人

住所・氏名 省略

3 請求の要旨

本件請求に係る請求人の主張事実及び措置要求については、次のとおりである（原文のまま掲載。ただし、番号表示を修正するとともに法人名を記号化している。事実証明書は省略）。

中津市プレミアム商品券事業第3弾（有効期限令和4年5月2日～令和4年7月31日まで）において、商品券印刷業務の入札にてA社が納品した商品券に、入札仕様書に明記されていた偽造防止対策の蛍光インクが施されていない。不良品を納品されたにも関わらず何の請求もペナルティもない。

A社が行った

- ①仕様書通りに製品を製作せず納品し代金を受け取った詐欺行為
- ②仕様書に明記されている偽造防止対策の蛍光インクを施していないにも関わらず、嘘の証明書を提出し中津商工会議所及び中津市を信用させようとした私文書偽造に対する以下の処罰を請求したい。

- (1)詐欺・私文書偽造行為により被害を被っているため警察に被害届の提出。
- (2)仕様書通りの製品を納められていなかったためその際に支払った費用を全額返還。
- (3)仕様書通りの製品が納められていない疑いを弊社が指摘したにも関わらず、A社から提出された嘘の証明書を信用するといひ、鑑定機関などに依頼し真偽を確かめなかった職務怠慢により、弊社が自費により鑑定機関に依頼し検査して証明した検査費用165,000円＋振込手数料770円を弊社に支払っていただきたい。
- (4)違法行為を行ったA社の中津市の指名業者から除名。
- (5)嘘の証明書を提出することにより、中津商工会議所及び中津市を騙し、その後の入札に参加し落札したすべての業務に対し支払われた金額の返還。

以上の件に関して中津市長に請求致します。

第2 請求の受理

本件請求書については、地方自治法第242条に基づく所定の要件を具備している

ものと認められたので、令和4年12月16日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

監査対象課から、関係書類及びその他の記録等の提出を求めるとともに、調査を実施した。

1 監査対象事項

「地域消費喚起プレミアム商品券」発行管理運営委託業務（以下、「中津市プレミアム商品券事業」という。）第3弾に係る契約（以下、「本件契約」という。）について、違法又は不当な契約の履行に該当するか否かを監査対象とした。

2 監査対象課

商工農林水産部商工・雇用政策課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人の求めに対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和5年1月10日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から特に陳述は無く、新たな証拠の提出もなかった。

第4 事実関係の確認

1 中津市プレミアム商品券事業の概要について

中津市プレミアム商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者を支援するとともに、停滞している地域経済の再活性化を図ることを目的として実施された事業である。財源については、大分県の「地域消費喚起プレミアム商品券支援事業」及び国の補正予算「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用している。

新型コロナウイルス感染症対策のプレミアム商品券としては、令和2年に第1弾を実施し、プレミアム率20%、販売額10億円に対し9,958世帯18億8,493万円の申込があった。また、令和3年の第2弾では、プレミアム率20%の商品券とプレミアム率30%の食事券を販売し、合わせて販売額7億円に対し、11,729人、9億8,383万5千円の申込があった。

令和4年には第3弾、第4弾を実施しており、ともにプレミアム率は30%で、合わせて販売額18億8,696万円に対し、41,503人19億6,226万円の申込があった。

このいずれも発行管理運営を中津商工会議所に委託し実施している。

2 中津市プレミアム商品券事業の委託状況について

委託業務の内容は、商品券の作成・販売・管理・配送・換金、商品券販売店舗の募集、事業の広報、その他事業の運営管理となっている。

委託契約の状況等はおりのとおりである。

	契約方法	受託者	契約期間	契約金額
第1弾	随意契約	中津 商工会議所	令和2年6月17日～ 令和3年3月31日	28,388,233円
第2弾			令和3年11月9日～ 令和4年5月31日	19,994,865円
第3弾			令和4年2月3日～ 令和4年8月31日	23,414,085円
第4弾			令和4年7月1日～ 令和5年1月31日	23,993,200円

第5 監査の結果

監査の結果、本件請求については合議により次のように決定した。

1 判断

本件請求のうち、請求の要旨(2)については、違法又は不当な契約の履行であるとは認めることはできず違法又は不当に財産の管理を怠る行為ということも認められないことから、これを棄却し、その余の請求については住民監査請求の法定要件を欠くことから、これを却下する。

以下、判断理由について述べる。

2 判断理由

(1) 詐欺・私文書偽造行為により被害を被っているため警察への被害届の提出

地方自治法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の長、委員長、委員又は職員による違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担の行為又は公金の賦課・徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「当該行為」という。）によって、当該地方公共団体に財産的損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、その事実を証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の執行を防止又は是正するために必要な措置を講ずべきことを求めるものである。

これを本件請求についてみると、請求人は、詐欺・私文書偽造行為により被害を被っているとの主張に基づき警察への被害届の提出を請求しているが、これは財務会計上の行為とは認められず、またこれによる本市に与える損害について何ら主張しておらず、請求は請求対象行為の要件を欠いた不適法な請求である。

(2) 仕様書通りの製品を納められていなかったために支払った金額の全額返還

監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、以下の(ア)から(ウ)までのとおり事実を認定した。

(ア) 仕様書について

本件契約に係る仕様書には、偽造防止措置として、光沢潜像印刷(メタリックビュー)、彩文印刷、マイクロ文字印刷の3つが参考として例示されている。これはあくまでも参考として示されたものであり、措置を義務付けたものではない。また、蛍光インクについては参考として示されていない。

納入する成果物としては、委託業務実績報告書、参加店舗データ、商品券販売データ、換金データとなっており、令和4年8月31日業務完了通知書が提出され、同日付で受領されている。

(イ) 契約の履行確認について

商品券の作成に関する部分の履行確認としては、デザイン段階で見直してほしい箇所があれば修正を依頼、偽造防止対策はどのような対策が施されているかの確認をしている。完了検査については、令和4年8月31日、業務完了通知書を受領した同日に検査員職員Aにより完了検査が行われ、契約書及び仕様書に適合したものとして確認が行われている。また、今回の商品券では偽造防止措置として彩文印刷及びナンバリングが施されていたことを確認している。(職員個人名については職員Aとした。)

(ウ) 商品券の不正使用被害について

業務完了検査後に委託料の増額や、商品券の不正使用により市が余分に経費を負担したという事実は予算執行上確認されなかった。

本件契約に基づく商品券の作成について、①委託先である商工会議所と再委託先であるA社との間の契約における仕様書と一部適合しない成果品の疑いがあったと請求人が指摘したにもかかわらず、市は鑑定機関等に鑑定を依頼せず、仕様適合した成果品として受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否か、②事業完了後に費用の一部又は全部の返還を請求しなかったことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて、以下のとおり判断を行った。

なお、違法又は不当な契約の履行に該当するか否かの判断にあたっては、市と委託先との間の契約の履行確認についてのみ事実確認を行い、それ以外の部分については確認する必要のないものと認められることから判断からは除外した。

①委託先である商工会議所と再委託先であるA社との間の契約における仕様書と一部適合しない成果品の疑いがあったと請求人が指摘したにもかかわらず、市は

鑑定機関等に鑑定を依頼せず、仕様に適合した成果品として受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否かについて

本件契約に基づく商品券については、確認した事実（ア）及び（イ）のとおり、検査員職員Aが令和4年8月31日完了検査を行い、受領している。

検査は、地方自治法第234条の2において、「普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」と規定されている。また、地方自治法施行令第167条の15第2項には、「地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。」とも規定されている。

本件契約に基づく検査については、本件契約に係る仕様書に記載された「成果物」を納入するものとされていることから、この「成果物」に記載された成果品について契約の内容どおりに適正に納入されたものかどうかを市と委託先である商工会議所との契約書及び仕様書により確認するものとなる。

なお商品券の作成については、仕様書においてその仕様が定められており偽造防止対策に関する部分も記載されているが、本件請求において、仕様書どおりの製品が納められていないと主張する部分である蛍光インク使用による偽造防止対策については特に記載されていない。

また、業務の一部を再委託させることは業務仕様書に規定されている。民法上、業務の完成を目的としない委任契約の場合には再委託は原則として禁止されているが、業務の完成を目的とする請負の場合には、再委託は可能とされている。本件契約は商品券の印刷製本を再委託したものであるが、これは業務の完成を目的とする請負契約であり業務仕様書には再委託ができる旨の規定がある。

このことから民法上の法律違反も本件契約上の違反も認めることができないことから、違法又は不当な契約の履行に該当するとは認められない。

なお、本件受託者は受託した業務を契約内容どおり履行しており、提出された委託業務完了報告書に基づく完了検査の結果、適正と認められたものであったこと、契約内容どおりの成果が得られたことが確認されているため、本件契約に基づき、市が再委託先の業務内容その他の報告を求める必要があると認める特段の事情は発生していないことが本件請求の審査の中で認められたこと、これらのことから、

当該成果物の受領に当たっての検査において、本件検査以外に委託先と再委託先との間の発注仕様書や履行確認まで確認する必要があるとは認められなかった。

②事業完了後に費用の一部又は全部の返還を請求しなかったことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて

本件契約に基づく成果品については、業務完了検査後に委託料の増額や、商品券の不正使用により市が余分に経費を負担したという事実もないため、市に損害が発生しているとは認められない。

したがって、市が商品券を適格なものとして受領し、商工会議所に対しては契約代金の返還請求等を請求していないことは違法又は不当な契約の履行には該当せず、違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するとは認められない。

本件請求に関する契約金額の全額の返還を求める請求人の主張は理由がない。

(3) 仕様書通りの製品が納められていないことを立証するために自身が負担した鑑定費用の弁済

住民監査請求は、地方公共団体の違法又は不当な財務上の行為により当該地方公共団体に財産的損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、その事実を証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の執行を防止又は是正するために必要な措置を講ずべきことを求めるものである。市の財政面における適正な運営と住民全体の利益を守るためのものであって、個人の権利や利益の救済を図るものでない。本件請求についてみると、これは市の機関又は職員の財務会計上の行為ではなく、また市に損害も発生していないため請求は請求対象行為の要件を欠いた不適法な請求である。

(4) 違法行為を行った会社の競争入札参加資格申請登録業者からの除名

本件請求についてみると、請求人は、違法行為を行った業者の競争入札参加資格申請登録業者からの除名を請求しているが、これは違法行為があったことを前提として登録業者からの除名を請求するものであるが、これは財務会計上の行為とは認められず、またこれによる本市に与える損害について何ら主張しておらず、請求は請求対象行為の要件を欠いた不適法な請求である。

(5) その後の入札に参加し落札した業務に対する支払金額の返還

住民監査請求の請求対象については、平成2年6月5日最高裁判決で、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与え

る程度に特定すれば足りるというのではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない。」と判示している。

本件請求についてみると、嘘の証明書で市をだましたことにより指名停止処分があり、その後の入札には参加できなかったであろうことから、その後の業務に対して支払われた金額は違法又は不当な財務上の行為であり、その返還を求めているものと思われるが、本件請求においてはすべてが仮定条件に基づく要求であり、その後において契約があったか否か定かではなく、その後の期間がどの期間を指すのかも不明であり、監査対象事実を特定認識できるように個別的、具体的に摘示しているものとは認められず、請求は請求対象行為の要件を欠いた不適法な請求である。

3 結論

以上のことから、請求の要旨(2)については、請求人の主張には理由がないものと判断しこれを棄却し、その余の請求については住民監査請求の法定要件を欠くことから、これを却下する。

第6 監査委員の意見

本件契約に係る仕様書において、受託者は事務事業のうち専門業者に発注したほうが効果的に実施できる事業について、事前に中津市の承認を得て第三者に再委託できると規定されているが、商品券の作成を再委託した際の承認手続きは口頭のみ行っており、書面上確認できなかった。委託契約金額の多寡にかかわらず適正な契約の締結及び履行の確保がなされなければならないが、当該事業は市民の関心が高い事業であることから、今後は、契約書や仕様書の内容を十分に理解した上で、より慎重な業務遂行に努められたい。